

⑥-1 検査室（検査・測定装置の管理）手順書

管理番号
施行日
改定日

⑥-1
2002年5月25日
2023. 11. 08



改訂履歴				
改定日	改訂No.	頁	改訂内容と理由	承認・確認印
23. 11. 08	1		旧規格の手順を見直した。	

旭精工株式会社

タイトル

⑥-1 検査室(検査・測定装置の管理) 手順書

1.目的 製品が顧客の規定要求事項に適合していることを実証するための
検査・測定装置の管理手順を明らかにする。

2.適用範囲 当社の顧客依頼部品製造及び完成品に適用する。

3内容

その1 検査・測定装置(検査、測定器)は管理責任者を定め管理、維持を行う。
管理責任者は、**検査室長**とする。

その2 検査、測定装置は使用に供する前に、測定器、測定点、測定面に変形、
異常が無いか点検する。

その3 検査、測定には校正基準に合格した検査、測定装置を用いる。

その4 検査、測定装置の校正からの外れが発見された場合、直ちにその検査、測定装置
の使用を中止し校正を行い、過去の検査結果の妥当性を品質管理部門長が評価
し文書にして記録する。(不具合是正処置要求書)

その5 検査・測定装置の取扱いが適切に行われる様に、周知徹底を図る。
(又は、教育訓練を行う)

その6 顧客又はその代理人から要求された場合、検査、測定装置が機能的に
適切なものであることを検証するデータは提供する。

⑥-1 検査室(検査・測定装置の管理) フロー図

